

市 政 記 者 各 位

福 島 市

下記のとおり懲戒処分を行いましたので、ご報告いたします。

勤務場所	本庁	職	一般職員（書記）	年齢	40歳代	性別	男
事件の概要	当該職員が運転免許証の有効期限が令和7年8月7日までであるにも関わらず、更新手続きを失念し運転免許証を失効した無免許運転の状態で、令和8年4月30日に本人が当該失効を覚知するまでの8ヶ月以上、私有車での通通勤及び公用車の運転を行っていたもの。						
処分内容	当該職員：減給10分の1（1ヶ月） 当該職員の上司：口頭による厳重注意						
処分理由	法令や服務規律の遵守、交通安全の推進に率先して取り組むべき市職員が、運転免許証の更新を失念し、免許を失効した状態で、公務中及び通通勤を含む公務外において、自動車を運転していたことは、無免許運転を禁止する道路交通法第64条に抵触するとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、公務に対する市民の信頼を著しく裏切る行為である。 本事案の行為は、免許失効覚知後直ちに本人が自ら警察へ報告相談したとはいえ、職員による信用失墜行為を禁ずる地方公務員法第33条に抵触すると認められ、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当するものと判断し、懲戒処分を行うものである。						
処分年月日	令和8年8月27日						

問い合わせ	総務部人事課	Tel 024-525-3703（直通）
-------	--------	----------------------

本市職員の懲戒処分に関する市長コメント

この度の不祥事は、常に法令等の遵守や交通安全の推進に率先して取り組むべき市職員としてあるまじき行為であり、また、市民の皆さまの市政に対する信頼を大きく損なったことを深くお詫び申し上げます。

厳正なる処分をもって対処したところであり、今後、このような事態を起こすことのないよう、職員に対し、公務員としての倫理と綱紀粛正を徹底するとともに、市職員として法令遵守と責任をもった行動をとるよう促し、再発防止と市民の皆さまの信頼回復に全力で取り組んでまいります。